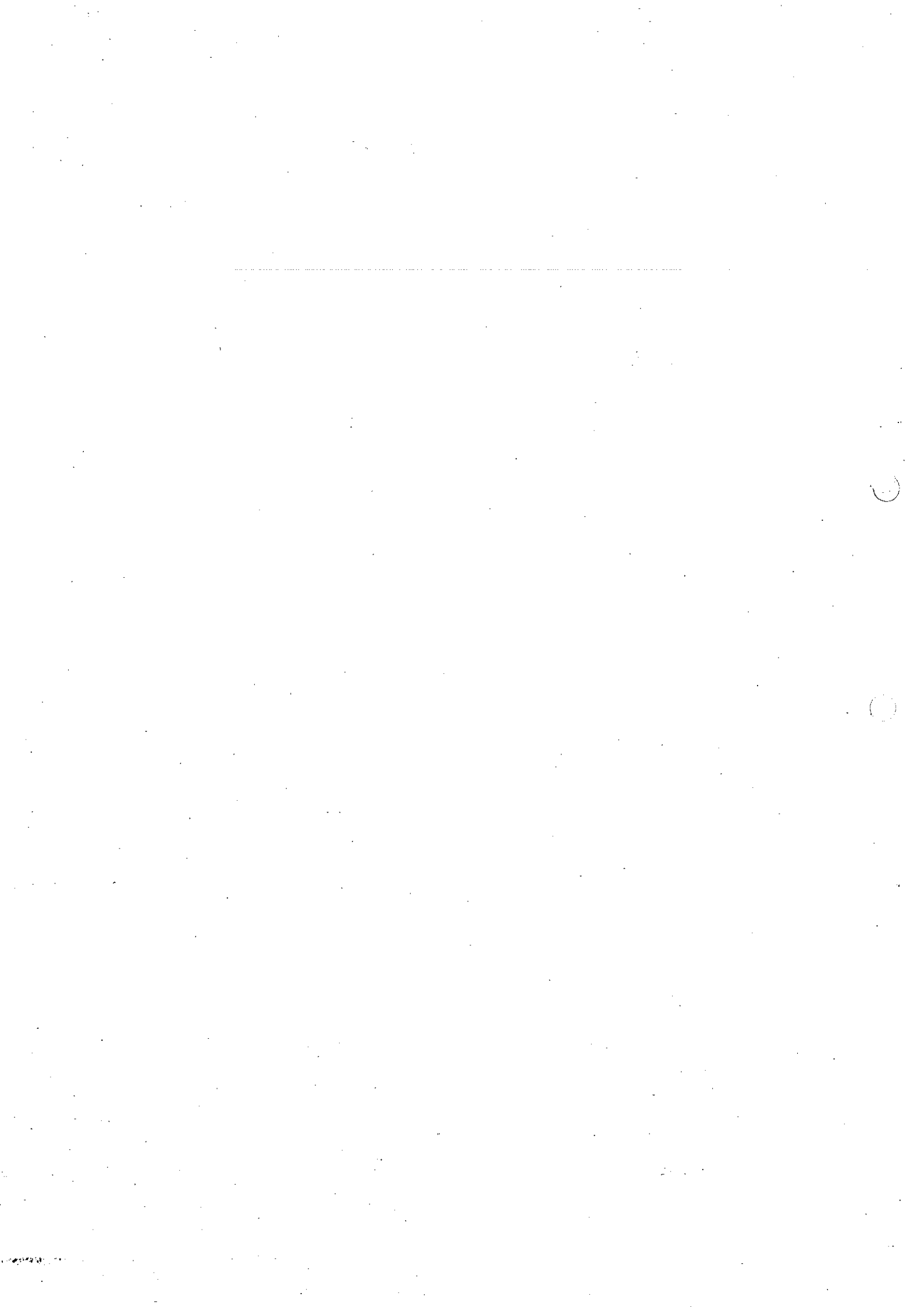


平成30年第2回

愛知県後期高齢者医療広域連合議会定例会

# 議案参考資料

愛知県後期高齢者医療広域連合



## 目 次

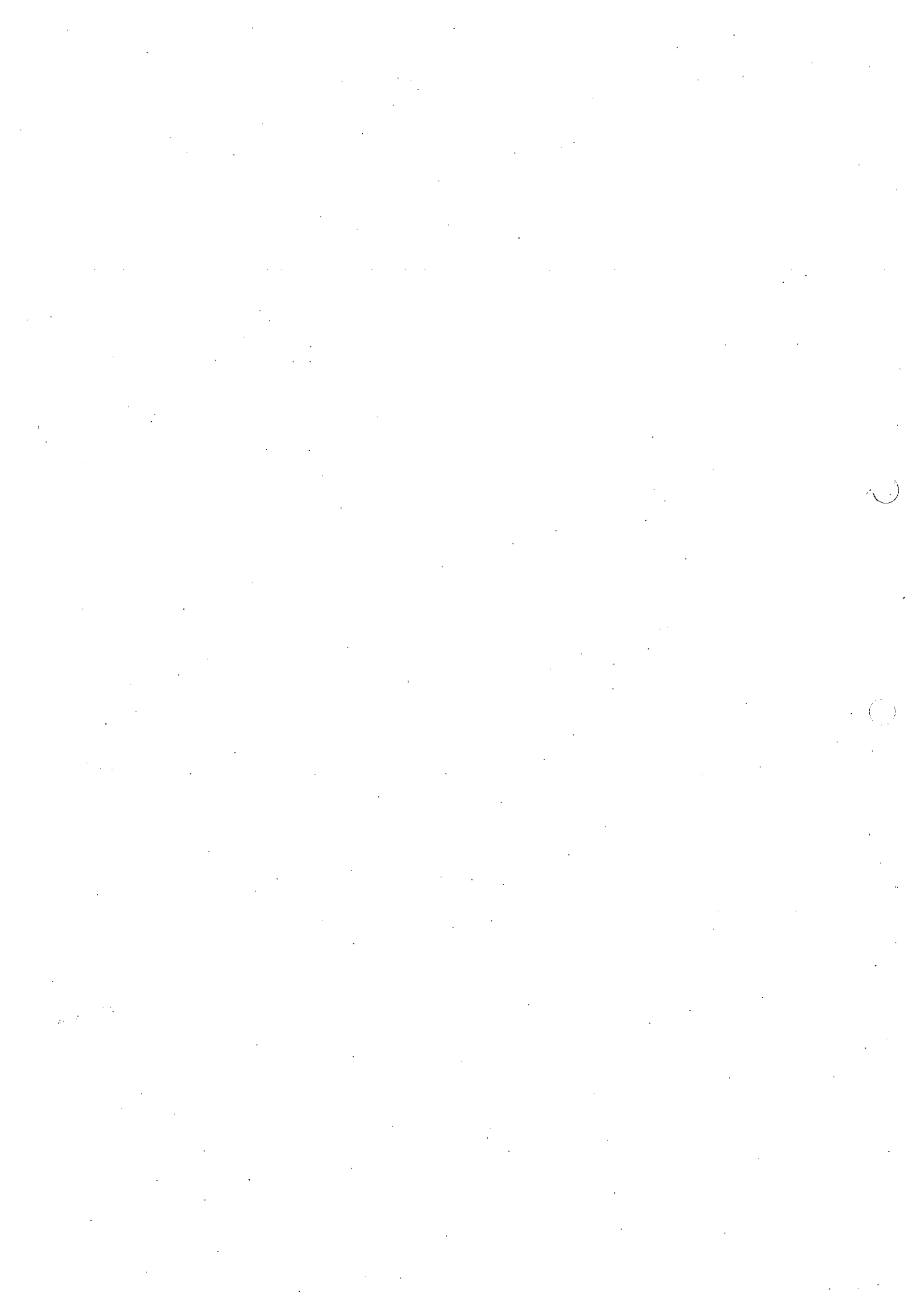
承認第 1 号 後期高齢者医療に関する条例の一部改正について・・・ 1

議案第 6 号 平成30年度一般会計補正予算（第 1 号）について・・・ 3

議案第 7 号 平成30年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について・・・ 5

認定第 1 号 平成29年度愛知県後期高齢者医療広域連合決算の概要について・・・ 9

認定第 2 号



## 後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

## 1 概要

高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号。以下「施行令」という。）の一部改正により、条例において引用する施行令の条項の号の繰下げが生じたことから、これに対応するため、条例の改正を行ったもの。

## 2 改正内容

## (1) 施行令の一部改正

高額療養費の算定基準額の見直しにより、施行令第15条第1項において、改正前の第2号の現役並み所得区分が現役並み所得区分Ⅰ、Ⅱ及びⅢに細分化された。また、それに伴い、第3号が第5号に、第4号が第6号に繰下げとなった。

施行令第15条第1項(改正前)	施行令第15条第1項(改正後)
【第2号】現役並み所得 (課税所得145万円以上)	【第2号】現役並み所得Ⅲ (課税所得690万円以上)
【第1号】一般	【第3号】現役並み所得Ⅱ (課税所得380万円以上)
【第3号】低所得者Ⅱ	【第4号】現役並み所得Ⅰ (課税所得145万円以上)
【第4号】低所得者Ⅰ	【第1号】一般
	【第5号】低所得者Ⅱ
	【第6号】低所得者Ⅰ

## (2) 条例の改正内容

条例において、保険料の被保険者均等割額の9割軽減に該当する要件として、施行令の低所得者Ⅰの要件を規定した条項を引用しており、当該条項が第4号から第6号に繰下げとなったため、引用条項の号の改正を行った。

## 3 専決処分とした理由

施行令の一部が改正され、平成30年8月1日から施行することとされているため、同日までに条例を改正する必要がある。しかし、7月24日開催の平成30年第1回臨時会への条例改正案上程及び8月1日以前の広域連合議会の招集は、いずれも困難な状況であったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分としたものである。

(参考資料)

愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正新旧対照表

改正前	改正後
<p>(所得の少ない者に係る保険料の減額) 第15条 所得の少ない被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、当該被保険者に係る被保険者均等割額から次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該被保険者に係る被保険者均等割額から当該各号に定める額を控除して得た額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(1)の2 当該年度の賦課期日において、前号の規定による減額の対象となる被保険者及びその属する世帯の他の被保険者が<u>令第15条第1項第4号</u>に規定する各種所得の金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額がない世帯に属する被保険者前号に定める額に当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額を加えて得た額</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(所得の少ない者に係る保険料の減額) 第15条 所得の少ない被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、当該被保険者に係る被保険者均等割額から次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該被保険者に係る被保険者均等割額から当該各号に定める額を控除して得た額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(1)の2 当該年度の賦課期日において、前号の規定による減額の対象となる被保険者及びその属する世帯の他の被保険者が<u>令第15条第1項第6号</u>に規定する各種所得の金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額がない世帯に属する被保険者前号に定める額に当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額を加えて得た額</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>

(附則)

この条例は、平成30年8月1日から施行する。

## 平成30年度一般会計補正予算(第1号)について

## 1 概要 (千円)

補正前の額	補正額	補正後の額
2,008,561	8,003	2,016,564

## 2 総括表 (千円)

	款	項	目	補正額	説明	備考
歳入	5 繰越金	1 繰越金	1 繰越金	8,003	①前年度繰越金	歳出②に 充当
	歳入計			8,003		
歳出	3 民生費	1 社会福祉費	1 老人福祉費	8,003	②償還金	財源は 歳入①
	歳出計			8,003		

### 3 歳入予算説明

#### ① 前年度繰越金

(款) 5 繰越金 (項) 1 繰越金 (目) 1 繰越金 (千円)

補正前の額	補正額	節	説明
63,000	8,003	前年度繰越金	前年度繰越金

歳出「②償還金」の財源とするため、平成 29 年度における剰余金の一部を予算措置するもの。

### 4 歳出予算説明

#### ② 償還金

(款) 3 民生費 (項) 1 社会福祉費 (目) 1 老人福祉費 (千円)

補正前の額	補正額	節	説明
751,452	8,003	償還金、利子及び割引料	償還金

国からの後期高齢者医療制度事業費補助金及び調整交付金の平成 29 年度分について超過交付を受けたことから、超過交付額を返還するにあたり、償還金として必要額を予算措置するもの。

#### ※償還金補正額算出内訳

(千円)

区 分		交付額 A	確定額 B	精算額 C (A-B)
内 訳	後期高齢者医療制度事業費補助金	50,224	43,176	7,048
	調整交付金	202,905	201,950	955
			償 還 金	8,003
			予算現額	—
			補 正 額	8,003



## 平成30年度後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について

## 1 概要 (千円)

補正前の額	補正額	補正後の額
813,735,107	13,043,450	826,778,557

## 2 総括表 (千円)

	款	項	目	補正額	説明	備考
歳入	1 市町村支出金	1 市町村負担金	2 療養給付費負担金	247,055	①療養給付費負担金過年度分	歳出⑤に 充当
	3 県支出金	1 県負担金	1 療養給付費負担金	160,290	②療養給付費負担金過年度分	
			2 高額医療費負担金	23,485	③高額医療費負担金過年度分	
	8 繰越金	1 繰越金	1 繰越金	12,612,620	④前年度繰越金 割金等2227285326	
	歳入計			13,043,450		
歳出	6 諸支出金	1 償還金及び還付加算金等	2 償還金	13,043,450	⑤償還金	財源は 歳入①～④
	歳出計			13,043,450		

### 3 歳入予算説明

#### ① 療養給付費負担金過年度分

(款) 1 市町村支出金 (項) 1 市町村負担金 (目) 2 療養給付費負担金 (千円)

補正前の額	補正額	節	説明
61,723,423	247,055	過年度分	療養給付費負担金過年度分

平成 29 年度の負担金歳入において、県内 16 市町からの療養給付費負担金について、確定額に対して不足が生じたため、不足額を受け入れるにあたり、過年度負担金として予算措置するもの。

#### ② 療養給付費負担金過年度分

(款) 3 県支出金 (項) 1 県負担金 (目) 1 療養給付費負担金 (千円)

補正前の額	補正額	節	説明
61,723,423	160,290	過年度分	療養給付費負担金過年度分

#### ③ 高額医療費負担金過年度分

(款) 3 県支出金 (項) 1 県負担金 (目) 2 高額医療費負担金 (千円)

補正前の額	補正額	節	説明
3,241,193	23,485	高額医療費負担金過年度分	高額医療費負担金過年度分

平成 29 年度の負担金歳入において、県からの療養給付費負担金及び高額医療費負担金について、確定額に対して不足が生じたため、不足額を受け入れるにあたり、過年度負担金として予算措置するもの。

#### ④ 前年度繰越金

(款) 8 繰越金 (項) 1 繰越金 (目) 1 繰越金 (千円)

補正前の額	補正額	節	説明
14,000,000	12,612,620	前年度繰越金	前年度繰越金

歳出「⑤償還金」の財源とするため、平成 29 年度における剰余金の一部を予算措置するもの。

#### 4 歳出予算説明

##### ⑤ 償還金

(款) 6 諸支出金 (項) 1 償還金及び還付加算金等 (目) 2 償還金 (千円)

補正前の額	補正額	節	説明
1	13,043,450	償還金、利子及び割引料	償還金

市町村からの保険料負担金及び療養給付費負担金、国からの療養給付費等負担金、調整交付金、災害臨時特例補助金及び高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金、社会保険診療報酬支払基金からの後期高齢者交付金の過年度分について超過交付を受けたことから、超過交付額を返還するにあたり、償還金として必要額を予算措置するもの。

##### ※償還金補正額算出内訳

(千円)

区 分		交付額 A	確定額 B	精算額 C (A-B)	
内 訳	市町村保険料負担金 平成 29 年度分 (1 町分)	45,073	44,803	270	
	市町村療養給付費負担金 平成 29 年度分 (38 市町村分)	50,165,088	48,010,908	2,154,180	
	国療養給付費等負担金 平成 29 年度分	192,222,731	183,595,348	8,627,383	
	国調整交付金	平成 29 年度分	52,670,552	52,620,559	49,993
		平成 25 年度分	45,358,252	45,357,835	417
	国災害臨時特例補助金 平成 29 年度分	1,103	797	306	
	国高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金 平成 29 年度分	3,599,537	3,471,762	127,775	
	支払基金後期高齢者交付金 平成 29 年度分	332,102,954	330,019,827	2,083,127	
			償 還 金	13,043,451	
			予算現額	1	
			補 正 額	13,043,450	

支給金



平成29年度愛知県後期高齢者医療広域連合決算の概要について

1 決算の概要

(1) 一般会計

歳入の主なものは、市町村からの事務費負担金、国庫補助金等、歳出の主なものは、広域連合の組織運営に必要な経常的な経費及び後期高齢者医療制度の実施に係る事務的経費等である。

歳入総額は1,635,743,236円、歳出総額は1,535,350,038円で、歳入歳出差引額は100,393,198円であった。

(2) 後期高齢者医療特別会計

歳入の主なものは、市町村が徴収した保険料、国、県及び市町村からの療養給付費の負担金、国からの調整交付金、現役世代からの支援分である支払基金交付金等、歳出の主なものは、保険給付に係る経費、保健事業に係る経費等である。

歳入総額は830,487,077,198円、歳出総額は800,585,549,004円で、歳入歳出差引額は29,901,528,194円であった。

(総括表)

(円)

区 分	歳入総額 A	歳出総額 B	歳入歳出差引額 A-B
一般会計 <sup>100.16</sup> / <sub>執行</sub>	1,635,743,236	1,535,350,038	100,393,198
後期高齢者医療特別会計	830,487,077,198	800,585,549,004	29,901,528,194
合 計	832,122,820,434	802,120,899,042	30,001,921,392

## 2 決算の内訳

### (1) 一般会計決算について

#### ○ 歳入

区 分	予算現額 A		決算額 B		差 額 B-A	執行率 B/A×100	平成28年度 執行率
	金 額	構成比	金 額	構成比			
	円	%	円	%	円	%	%
1 分担金及び負担金	1,278,033,000	78.26	1,278,033,000	78.13	0	100	100
2 国庫支出金	250,513,000	15.34	253,129,000	15.47	2,616,000	101.04	130.23
3 寄附金	1,000	0.00	0	—	△1,000	0	0
4 繰入金	1,000	0.00	0	—	△1,000	0	0
5 繰越金	104,497,000	6.40	104,497,600	6.39	600	100.00	100.00
6 諸収入	11,000	0.00	83,636	0.01	72,636	760.33	89.00
合 計	1,633,056,000	100	1,635,743,236	100	2,687,236	100.16	104.04

#### 第1款 分担金及び負担金

収入額は1,278,033,000円で、予算と同額であった。内容は、広域連合構成市町村からの事務費負担金である。

#### 第2款 国庫支出金

収入額は253,129,000円で、予算に対して2,616,000円の増収であった。

#### 第3款 寄附金

予算1,000円に対して、寄附がなかったため、収入額は0円であった。

#### 第4款 繰入金

予算1,000円に対して、繰入がなかったため、収入額は0円であった。

#### 第5款 繰越金

収入額は104,497,600円で、予算に対して600円の増収であった。内容は前年度繰越金である。

#### 第6款 諸収入

収入額は83,636円で、予算に対して72,636円の増収であった。内訳は、預金利息が121円の減収、雑入が72,757円の増収で、差引増収となったものである。

○ 歳出

区 分	予算現額 A		決算額 B		不用額 A-B	執行率 B/A×100	平成28年度 執行率
	金 額	構成比	金 額	構成比			
	円	%	円	%	円	%	%
1 議会費	4,024,000	0.25	3,749,164	0.25	274,836	93.17	91.87
2 総務費	923,081,000	56.52	858,931,360	55.94	64,149,640	93.05	96.22
3 民生費	704,950,000	43.17	672,669,514	43.81	32,280,486	95.42	98.41
4 公債費	1,000	0.00	0	—	1,000	0	0
5 予備費	1,000,000	0.06	0	—	1,000,000	0	0
合 計	1,633,056,000	100	1,535,350,038	100	97,705,962	94.02	97.02

第1款 議会費

支出額は3,749,164円で、不用額は274,836円であり、予算に対し93.17%の執行率であった。支出額の主なものは、使用料及び賃借料1,743,918円、報酬1,670,000円、旅費227,230円である。

不用額の主なものは、使用料及び賃借料120,082円、報酬70,000円である。

第2款 総務費

支出額は858,931,360円で、不用額は64,149,640円であり、予算に対し93.05%の執行率であった。支出額の主なものは、負担金、補助及び交付金532,604,942円、委託料238,702,955円、使用料及び賃借料69,813,172円である。

不用額の主なものは、負担金、補助及び交付金43,019,058円、委託料13,069,045円、職員手当等5,701,756円である。

○ 支出額内訳

区 分	予算現額 A	決算額 B	不用額 A-B	執行率 B/A×100
	円	円	円	%
職員人件費	17,159,000	11,453,691	5,705,309	66.75
一般管理費	518,438,000	499,890,834	18,547,166	96.42
啓発費	8,309,000	5,705,100	2,603,900	68.66
電算システム維持管理費	378,902,000	341,657,352	37,244,648	90.17
選挙管理委員会事務費	62,000	56,572	5,428	91.25
監査委員事務費	211,000	167,811	43,189	79.53
合 計	923,081,000	858,931,360	64,149,640	93.05

### 第3款 民生費

支出額は672,669,514円で、不用額は32,280,486円であり、予算に対し95.42%の執行率であった。支出額の主なものは、委託料433,566,225円、役務費214,864,732円である。

不用額の主なものは、委託料20,822,775円、役務費6,508,268円である。

#### ○ 支出額内訳

区 分	予算現額 A	決算額 B	不用額 A-B	執行率 B/A×100
	円	円	円	%
老人福祉一般管理費	125,634,000	116,336,621	9,297,379	92.60
資格賦課管理費	4,123,000	3,012,470	1,110,530	73.07
給付管理費	565,468,000	546,555,580	18,912,420	96.66
後期高齢者医療 特別会計繰出金	7,650,000	4,689,843	2,960,157	61.31
償還金、利子及び割引料	2,075,000	2,075,000	0	100
合 計	704,950,000	672,669,514	32,280,486	95.42

### 第4款 公債費

一時借入がなかったため、1,000円が不用額であった。

### 第5款 予備費

予備費の充用がなかったため、1,000,000円が不用額であった。



(2) 後期高齢者医療特別会計決算について

○ 歳入

区 分	予算現額 A		決算額 B		差 額 B-A	執行率 B/A×100	平成 28 年度 執行率
	金額	構成比	金額	構成比			
	円	%	円	%	円	%	%
1 市町村支出金	153,373,740,000	18.39	153,182,054,902	18.44	△191,685,098	99.88	100.19
2 国庫支出金	245,442,908,000	29.43	248,834,755,838	29.96	3,391,847,838	101.38	103.56
3 県支出金	65,415,962,000	7.84	63,109,578,445	7.60	△2,306,383,555	96.47	98.81
4 支払基金交付金	337,034,162,000	40.41	332,102,954,000	39.99	△4,931,208,000	98.54	98.86
5 特別高齢医療費共同事業交付金	251,764,000	0.03	211,834,532	0.03	△39,929,468	84.14	104.06
6 寄附金	1,000	0.00	0	—	△1,000	0	0
7 繰入金	7,643,000	0.00	4,689,843	0.00	△2,953,157	61.36	41.46
8 繰越金	31,691,751,000	3.80	31,691,751,403	3.82	403	100.00	100.00
9 県財政安定化基金借入金	1,000	0.00	0	—	△1,000	0	0
10 諸収入	817,323,000	0.10	1,349,458,235	0.16	532,135,235	165.11	149.04
合 計	834,035,255,000	100	830,487,077,198	100	△3,548,177,802	99.57	100.58

第 1 款 市町村支出金

収入額は 153,182,054,902 円で、予算に対して 191,685,098 円の減収であった。  
内訳は、保険料等負担金が 217,291,884 円の増収、療養給付費負担金が 408,976,982 円の減収で、差引減収となったものである。

第 2 款 国庫支出金

収入額は 248,834,755,838 円で、予算に対して 3,391,847,838 円の増収であった。  
主に療養給付費負担金が 1,702,567,712 円、調整交付金が 1,794,726,000 円の増収となったものである。

第 3 款 県支出金

収入額は 63,109,578,445 円で、予算に対して 2,306,383,555 円の減収であった。内  
訳は、療養給付費負担金が 2,476,393,000 円の減収、高額医療費負担金が 170,009,445 円の増収で、差引減収となったものである。

#### 第4款 支払基金交付金

収入額は332,102,954,000円で、予算に対して4,931,208,000円の減収であった。内容は、後期高齢者交付金である。

#### 第5款 特別高額医療費共同事業交付金

収入額は211,834,532円で、予算に対して39,929,468円の減収であった。内容は、特別高額医療費共同事業交付金である。

#### 第6款 寄附金

予算1,000円に対して、寄附がなかったため、収入額は0円であった。

#### 第7款 繰入金

収入額は4,689,843円で、予算に対して2,953,157円の減収であった。内容は、一般会計繰入金である。

#### 第8款 繰越金

収入額は31,691,751,403円で、予算に対して403円の増収であった。内容は、前年度繰越金である。

#### 第9款 県財政安定化基金借入金

予算1,000円に対して、県財政安定化基金から借入れがなかったため、収入額は0円であった。

#### 第10款 諸収入

収入額は1,349,458,235円で、予算に対して532,135,235円の増収であった。主に第三者納付金が271,057,536円、返納金が260,691,330円の増収となったものである。

○ 歳出

区 分	予算現額 A		決算額 B		翌年度 繰越額 C	不用額 A-B-C	執行率 B/A×100	平成28年度 執行率
	金額	構成比	金額	構成比				
	円	%	円	%	円	円	%	%
1 保険給付費	804,431,442,000	96.45	781,253,676,125	97.58	0	23,177,765,875	97.12	97.75
2 県財政安定化 基金拠出金	30,330,000	0.00	30,329,655	0.00	0	345	100.00	100.00
3 特別高額医療費 共同事業拠出金	252,196,000	0.03	227,106,421	0.03	0	25,089,579	90.05	97.71
4 保健事業費	3,042,121,000	0.37	2,769,201,799	0.35	0	272,919,201	91.03	91.82
5 公債費	21,410,000	0.00	0	—	0	21,410,000	0	0
6 諸支出金	16,329,944,000	1.96	16,305,235,004	2.04	1,771,600	22,937,396	99.85	100.00
7 予備費	9,927,812,000	1.19	0	—	0	9,927,812,000	0	0
合 計	834,035,255,000	100	800,585,549,004	100	1,771,600	33,447,934,396	95.99	96.57

第1款 保険給付費

支出額は781,253,676,125円で、不用額は23,177,765,875円であり、予算に対し97.12%の執行率であった。

支出額の内訳は、下記のとおりである。

○ 支出額内訳

区 分	予算現額 A	決算額 B	不用額 A-B	執行率 B/A×100
	円	円	円	%
療養給付費	755,551,364,000	734,675,235,950	20,876,128,050	97.24
訪問看護療養費	7,582,060,000	7,582,059,881	119	100.00
特別療養費	1,000	0	1,000	0
移送費	100,000	28,880	71,120	28.88
審査支払手数料	1,315,809,000	1,300,191,032	15,617,968	98.81
高額療養費	36,501,728,000	34,505,593,035	1,996,134,965	94.53
高額介護合算療養費	893,780,000	756,567,347	137,212,653	84.65
葬祭費	2,586,600,000	2,434,000,000	152,600,000	94.10
合 計	804,431,442,000	781,253,676,125	23,177,765,875	97.12

#### 第2款 県財政安定化基金拠出金

支出額は30,329,655円で、不用額は345円であり、予算に対し100.00%の執行率であった。

内容は、愛知県が設置する財政安定化基金への拠出金である。

#### 第3款 特別高額医療費共同事業拠出金

支出額は227,106,421円で、不用額は25,089,579円であり、予算に対し90.05%の執行率であった。

内容は、国民健康保険中央会が運営する特別高額医療費共同事業への拠出金である。

#### 第4款 保健事業費

支出額は2,769,201,799円で、不用額は272,919,201円であり、予算に対し91.03%の執行率であった。

内容は、構成市町村への健康診査事業委託料である。

#### 第5款 公債費

一時借入がなかったため、21,410,000円が不用額であった。

#### 第6款 諸支出金

支出額は16,305,235,004円で、不用額は22,937,396円であり、予算に対し99.85%の執行率であった。

内容は、主に市町村、国、県に対し、過年度負担金の精算額を償還金として支払ったものである。

なお、保険料特別返還金は繰越明許費として計上しており、1,771,600円を翌年度に繰越した。

#### 第7款 予備費

予備費の充用がなかったため、9,927,812,000円が不用額であった。

8

0

1

